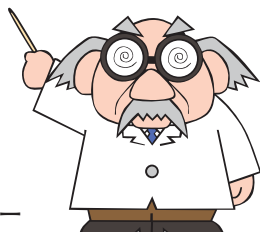


読んで納得!!

生活衛生営業の 税制

財団法人
全国生活衛生営業指導センター



目次

はじめに	3
------------	---

税金のアウトライン

1 税金の仕組み	4
2 利益と課税所得の違いとは	5
3 会社が納めなければならない税金	6

法人税

4 企業利益と課税所得	8
5 課税所得の計算	9
6 税率について	10
①法人税の税率	10
②法人税以外の税率	11
7 売上原価	12
8 役員給与	13
9 交際費	14
①交際費の損金不算入	14
②飲食費の5,000円以下は損金算入可能	15
10 少額減価償却資産の損金算入	16
11 中小企業投資促進税制	17
12 欠損金の繰越控除	18
13 欠損金の繰り戻し還付	20

事業税・住民税

14 法人事業税と法人住民税	22
①実効税率を算出	22
②課税の仕組み	23

消費税

15 消費税の還付	24
16 消費税の簡易課税方式	26

相続税・贈与税

17 相続税・贈与税の納税猶予	28
①非上場株式等についての相続税の納税猶予特例	28
②非上場株式等についての贈与税の納税猶予特例	28

固定資産税

18 固定資産税	30
----------------	----

生衛業に関する税

19 生衛業に関する税	31
○公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	31
○共同利用施設に係る特別償却	31

はじめに

「税制」は、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年度適宜見直しが行われています。そのわかりにくい「税制」を何とかわかりやすくまとめ、生衛業の皆様にご利用いただくため冊子を作成いたしました。

本書は、平成23年度税制改正をもとにした改訂版を作成いたしました。

昨年度同様、生活衛生関係営業についての優遇制度や注意点等について少しでも理解を深めていただき、税務申告に積極的にご利用いただくなり、顧問税理士への相談の際にご利用いただければ幸いです。

なお、不明な点、詳細につきましては、顧問税理士など、専門家にご確認いただければと思います。

平成24年1月

財団法人全国生活衛生営業指導センター

●監修

尾上正典

●参考文献

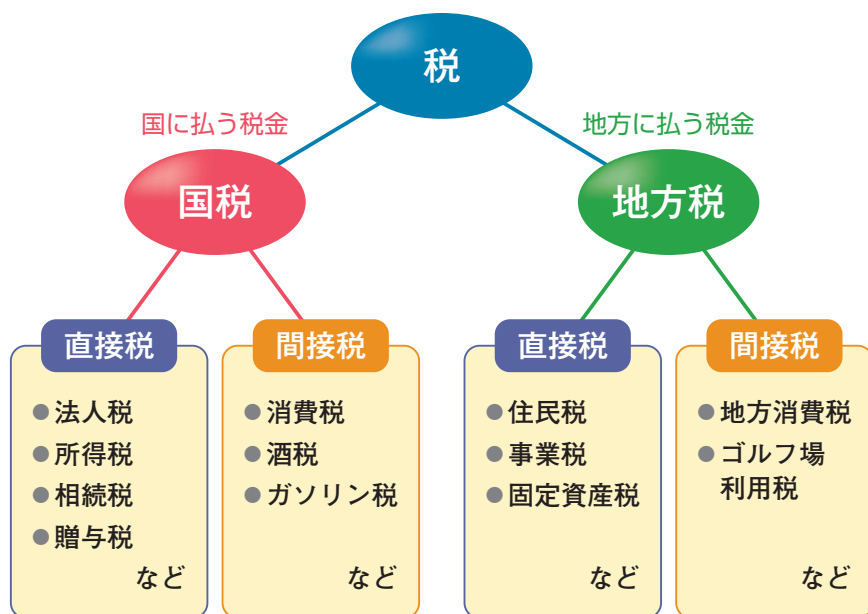
「平成23年度版税務数表」（ぎょうせい）

「新くらしの税金百科2011→2012」（清文社）

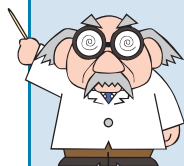
「平成23年版法人税入門の入門」（税務研究会出版局）

1

税金の仕組み——税金を分類する



Point!



- 国がかける税金が → **国税**
- 都や県がかける税金が → **地方税**
- 税金を直接負担するのが → **直接税**
- 品物などの代金に含まれているのが → **間接税**

2 利益と課税所得の違いとは

計算方法

◎会社の利益とは

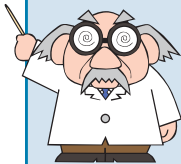
$$\begin{array}{ccccc} \text{収益} & - & \text{費用} & = & \text{利益} \\ \text{マイナス} & & \text{イコール} & & \end{array}$$

◎会社の課税所得とは

$$\begin{array}{ccccc} \text{益金} & - & \text{損金} & = & \text{課税所得} \\ \text{(税法上の収益)} & \text{マイナス} & \text{(税法上の費用)} & \text{イコール} & \end{array}$$

↑
ここに法人税がかかる

Point!



- 益金と収益は必ずしもイコールではありません。
- 損金と費用も、イコールではありません。

3

会社が納めなければならない税金

(1) 法人税

区 分			税率
普通法人 または 人格のない 社団等	資本金1億円以下の法人、資本金を有しない法人（相互会社を除く）または人格のない社団等（中小法人）	年800万円以下の所得から成る部分	18%※
		年800万円超の所得から成る部分	30%
	資本金1億円超の法人または相互会社（大法人）		30%

※平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度については、軽減税率が、22%から18%に引き下げられています。



「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が平成23年11月30日に成立

普通法人等の税率 30% → 25.5%

軽減税率 22% → 19%

軽減税率の特例 18% → 15% （平成24年4月1日開始事業年度から3年間適用）

※復興特別法人税が創設され、法人税額に対する付加税が10%（24年度から26年度まで）課されることとされました。



(2) 住民税

① 都道府県民税

法人税額の5%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

区 分	均等割（年額）
資本等の金額が50億円超の法人	80万円
資本等の金額が10億円超50億円以下の法人	54万円
資本等の金額が1億円超10億円以下の法人	13万円
資本等の金額が1,000万円超1億円以下の法人	5万円
上記の法人以外の法人等	2万円

（注）自治体によっては、標準税率を超えた税率を採用しているところがあります。

②市町村民税

法人税額の12.3%（標準税率）と次の均等割の合計額です。

区 分	市町村内の従業者数	均等割（年額）
資本金の金額が 50億円超の法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
資本金の金額が 10億円超50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
資本金の金額が 1億円超10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
資本金の金額が 1千万円超1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
資本金の金額が 1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円

（注）自治体によっては標準税率を超えた税率を採用しているところがあります。

（3）事業税

法人の行う事業に対して、事業所の所在する道府県が課す税金（昭和25年7月31日、地方税法に基づく）。

（4）地方法人特別税

地域間の税源偏在を是正するため、法人事業税の税率を引き下げ、その下げた分を国税化したもの（平成20年度税制改正により）。

4

企業利益と課税所得

課税所得：法人税の重要な計算要素が課税所得です。課税所得は、会社法や公正妥当な企業会計の慣行によって算出される収益の額と費用・損失の額を基礎として計算することとされています。したがって、企業利益と課税所得とは原則として一致すべきものですが、現実には、両者の間には差異が存在しています。

【その理由】

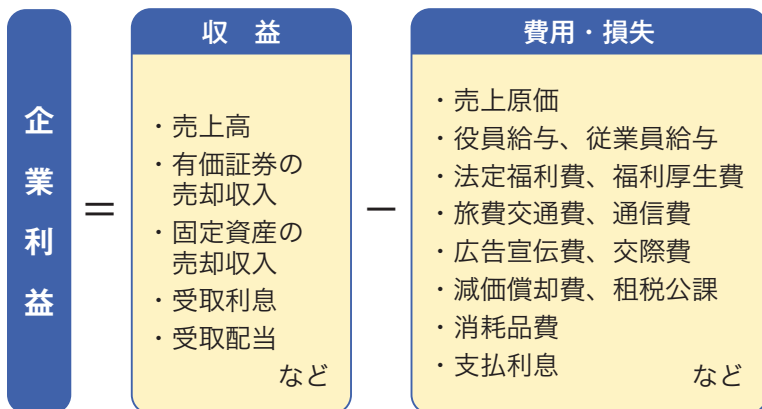
課税の公平を確保するためと租税政策上の必要性から、法人税法が独自の考え方を持ち込んでいることによるためです（税務調整）。

Advice

会社決算上の収益と費用・損失の項目別

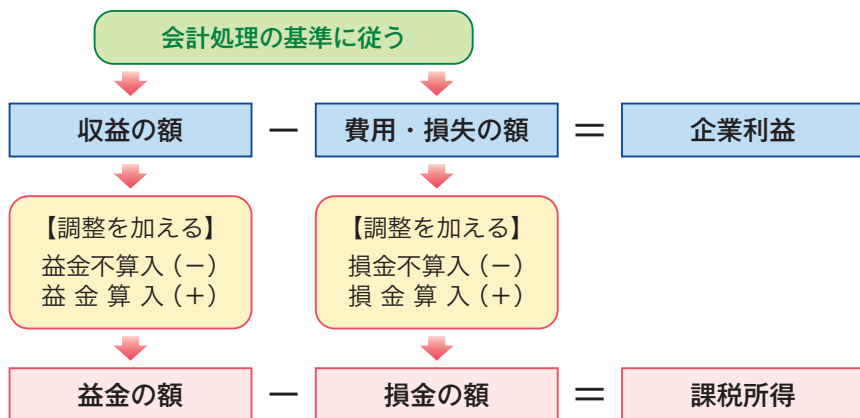


企業利益は会社決算上の収益から費用・損失を引いたものという考え方になります。



5 課税所得の計算

課税所得は、益金の額から損金の額を控除した金額とされています。益金の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算した収益の額に、法人税独自の考え方で調整を加えたものです。また、損金の額も同様に、費用・損失の額に調整を加えたものです。



Advice

法人税独自の考え方による益金不算入・算入、損金不算入・算入



- ・ 益金不算入……受取配当金
- ・ 益金算入……特定の受贈益
- ・ 損金不算入……適格要件を満たさない役員給与・過大役員給与、交際費
- ・ 損金算入……各種所得の特別控除、繰越欠損金

課税所得は企業利益とは別に存在するものではなく、企業会計上の収益の額と費用・損失の額を基礎としています。これに法人税独自の考え方で調整を加え、計算されるのです。

6

税率について

① 法人税の税率

【法人税額の算式】

$$\text{課税所得} \times \text{法人税率（原則30\%）} = \text{法人税額}$$

会社は国税である法人税だけではなく、法人道府県民税、法人市町村民税、さらには法人事業税、地方法人特別税といった各種の地方税も負担しなければなりません。40%を超える税の負担割合にはこれらも含まれていますから、法人税の税率だけで考えれば、30%にとどまります。

Advice

税率の軽減



資本金が1億円以下の中小法人（*）で年間の課税所得が800万円までの部分については、税率が18%に軽減されています。ただし、この軽減税率は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に終了する事業年度に適用されます。

（*）資本金5億円以上の法人の100%子会社等を除く。

② 法人税以外の税率

【会社が負担する法人税以外の諸税の税率】

税 目	法人市町村民税	法人道府県民税	法人事業税
表面税率	12.3% ^(*)	5.0% ^(*)	5.3% ^(**)
課税所得ベースに換算	3.69%	1.5%	

(*) 法人税割の標準税率。これ以外に法人の規模に応じた均等割がある。

(**) 資本金1億円以下の法人で年間の課税所得が800万円を超える部分にかかる税率。

Caution!



法人住民税の税率は、課税所得ではなく、法人税額に乗ずるものと定められている点には注意が必要です。つまり、法人市町村民税であれば、その税率12.3%を法人税率30%に乗ずることによって課税所得に乗ずるべき税率が定められます。こうして求めた税率を課税所得ベースの法人住民税率として挙げておきます。

7

売上原価

売上原価：損益計算書の費用の部に計上される勘定科目で、売上高に連動する費用です（変動費）。売上原価は物品販売業（卸売・小売）、製造業、サービス業など業種によって勘定科目が変わってきます。

- ◎物品販売業 ⇒ 販売した商品の仕入高など
- ◎製造業 ⇒ 販売した製品を製造するために要した材料費、製造ラインの人員の賃金、製造機器や工場運営にかかった経費など
- ◎サービス業 ⇒ サービスを行う人員の人件費（歩合給）など

粗利益：売上高から売上原価を控除した額が売上総利益（粗利益）として定義され、企業の販売活動においてどのくらい利益をあげられるかを概算する際によく用いられます。

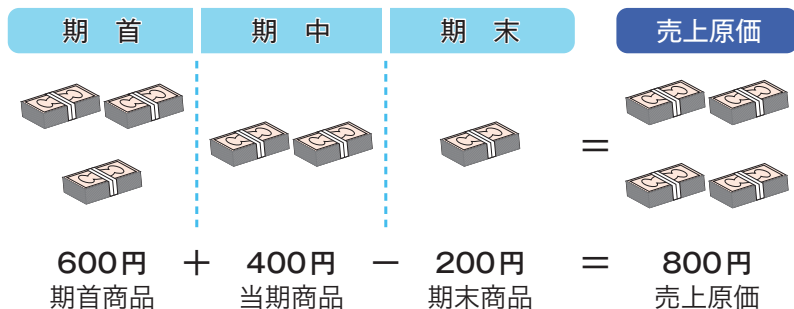
仕入れた商品の金額

期首商品棚卸高 + 当期商品仕入高

売れなかった商品の金額

期末商品棚卸高

Example



8

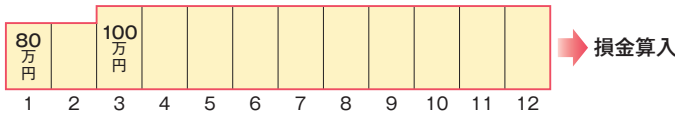
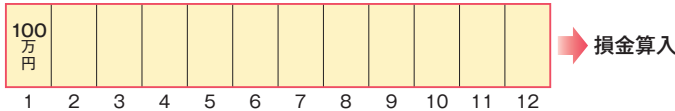
役員給与

役員に対する給与は、およそ下の表のように分類され、それぞれ法人税法上の取扱いが異なります。

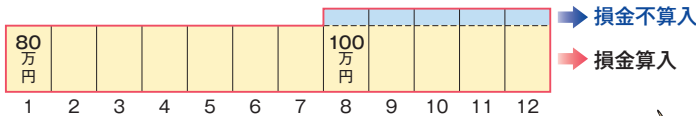
役員給与の分類			適正部分	過大部分
			（＊）	
定期の給与	定期同額給与	支給時期が1カ月以下の一定の期間ごとであり、各支給時期における支給額が同額である給与またはこれに準ずるもの	○	×
臨時の給与	事前確定届出給与	所定の時期に確定額を支給する旨の定めにもとづいて支給する給与で、所轄税務署にその定めの内容に関する届出をしているもの	△	
	利益連動給与	非同族会社の業務執行役員に利益に関する指標を基礎として算定される給与		
	退職給与	退職を事由として支給される給与	○	

(*) ○：損金算入可能、△：所定の条件を満たせば損金算入可能、×：損金不算入

Example



※事業年度当初に遡り、差額（20万円×2ヶ月＝40万円）を支給した場合は当該差額は損金不算入。



従来、いわゆる役員賞与（＝損金不算入）といわれていたものでも、あらかじめ確定した時期（たとえば、夏の賞与として6月、冬の賞与として12月といった時期）にあらかじめ確定した金額を支給するべく税務署に届け出ているものについては、所定の手続をとることを条件に、損金算入が認められます。



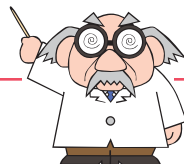
9

交際費

① 交際費の損金不算入

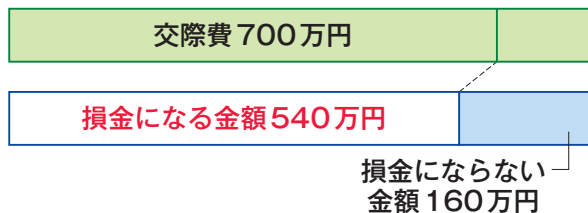
会社の事業というのは品質、価格、サービスなどによって競うものです。得意先や仕入先を接待することで売上げを伸ばそうとするのは、避けるべきです。交際費については原則として損金不算入とされ、中小規模の会社に関し、損金算入限度額までの損金算入が認められています。

Example



A社が1事業年度に交際費を700万円使った場合

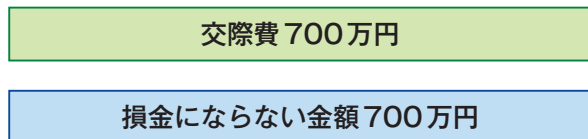
資本金
1億円以下



$$\text{損金になる金額} = \left(600 \text{ 万円} \times 90\% \right) + \left(600 \text{ 万円超は } 0 \text{ 円} \right) = 540 \text{ 万円}$$

$$\text{損金にならない金額} = 700 \text{ 万円} - 540 \text{ 万円} = 160 \text{ 万円}$$

資本金
1億円超



② 飲食費の5,000円以下は損金算入可能

飲食費については、1人当たり5,000円以下は原則損金不算入の対象となる交際費から除外されます。しかし、社内における役職員間の飲食費は1人当たり5,000円以下であっても除外されません。また、この5,000円以下という基準は控除額ではなく免税点という位置づけです。

【留意点】

1人当たり6,000円の飲食費となった場合は、5,000円との差額の1,000円ではなく、6,000円全額が交際費とされます。

交際費から除外される飲食費とするためには、次の事項を記載した書類を保存しておく必要があります。

①飲食した年月日、②飲食店の名称および所在地、③飲食に参加した得意先、仕入先その他事業に関係する者の氏名または名称およびその関係、④飲食に参加した者の数、⑤その費用の金額、⑥1人当たりの金額、⑦その他参考になる事項。



年 月 日			平成 年 月 日		
飲 食 店 名					
住 所					
参 加 者	会社名				
	役職氏名				
参 加 人 数 合 計			人		
金 額		税抜き	円 (税込み	円)	
1 人 当 た り 金 額		税抜き	円 (税込み	円)	
飲食の目的(話題など)					

交際費になる！

	主な交際費	除 外
1	会社の周年記念、社屋新築記念等の宴会費、交通費、記念品代など	従業員に対して、おおむね一律に社内で開催される程度の通常の飲食費用や宴会などの費用は除外
2	得意先、仕入先など社外の人への見舞金、香典、お祝いなどをしたときの費用	従業員やその家族、元従業員に対して社内規定で支給されるものは除外
3	代理店などが得意先や仕入先その他事業関係者を旅行や観劇などに招待した費用	
4	その他の接待費用	

交際費にならない！

1	会議の茶菓子代、弁当代、来客食事代などに通常必要となる費用
2	タオル、カレンダー、手帳などを配るために通常必要となる費用
3	新聞、雑誌などの座談会、取材などのために通常必要となる費用
4	従業員の慰安のために行われるゴルフコンペや旅行などに通常必要となる費用

少額減価償却資産の損金算入

取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合は、全額損金に算入できます。この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で合計300万円までです。

【制度の要件】

- ①資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ②資本金のない法人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④平成24年3月31日までに取得し、事業に使っていること

Example

当期首に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。



	損金算入できる金額
通常の減価償却	187.5万円
少額減価償却資産の損金算入	300万円
差 額	112.5万円

（通常の減価償却）

$$20\text{万円} \times 0.625（*） = 12.5\text{万円}$$

$$12.5\text{万円} \times 15\text{台} = 187.5\text{万円}$$

（*）平成19年4月1日以後に取得した定率法による償却率。



11

中小企業投資促進税制

〈料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業（映画業を除く）は対象外〉

※適用の対象については、最寄りの税務署でご確認ください。

【制度の内容】

(特別償却)

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の30%の特別償却ができます。

(税額控除)

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%の税額控除ができます。

※その事業年度の法人税額または所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成24年3月31日まで

		特別償却	税額控除
取得等の形態		取得	
資本金		1億円以下	3,000万円以下
対象資産	機械装置	1台で160万円以上	
	器具備品	取得価額の合計が120万円以上のパソコン またはデジタル複写機（インターネット接続）	
	ソフトウェア	取得価額の合計が70万円以上※	
	車両	車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車	

※データベース管理ソフトウェア、ファイアーウォールソフトウェア等は対象外。

※個人事業者は資本金の制限はありません。

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤ 対象事業を営んでいること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

12

欠損金の繰越控除

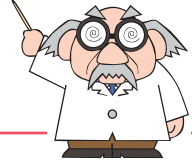
欠損金は、1事業年度の課税所得金額がマイナスとなった金額です。欠損金を、欠損金の発生した事業年度の翌期以後7年間繰り越し、課税所得と相殺できます。

※平成23年12月2日付けの官報で、9年間繰り越し可能となる旨が公布されました。適用開始時期等詳細については、ご確認ください。

【制度の要件】

- ①青色申告法人
- ②每期確定申告を提出していること



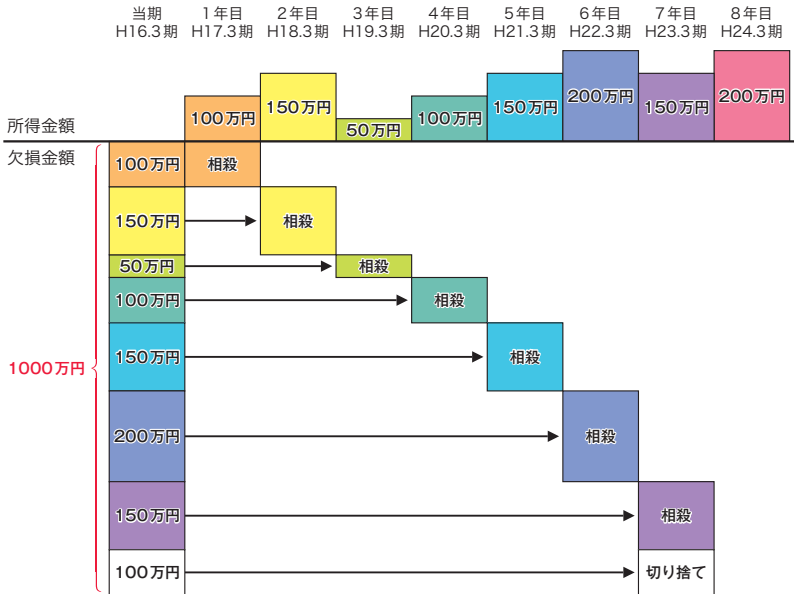


Example

A社はH16.3期に欠損金1,000万円が生じた。

H17.3期以降8年目までの所得金額の合計は次のとおり1,100万円。

この制度による課税所得は次のとおり。



	(所得金額)	(控除額)	(課税所得額)	
1年目 (H17.3期)	100万円	100万円	= 0円	欠損金残高900万円
2年目 (H18.3期)	150万円	150万円	= 0円	欠損金残高750万円
3年目 (H19.3期)	50万円	50万円	= 0円	欠損金残高700万円
4年目 (H20.3期)	100万円	100万円	= 0円	欠損金残高600万円
5年目 (H21.3期)	150万円	150万円	= 0円	欠損金残高450万円
6年目 (H22.3期)	200万円	200万円	= 0円	欠損金残高250万円
7年目 (H23.3期)	150万円	150万円	= 0円	欠損金残高100万円
			→0円 (8年目以降は控除できないので切り捨て)	
8年目 (H24.3期)	200万円	0円	= 200万円	欠損金残高 0万円

13

欠損金の繰り戻し還付

欠損金の繰戻し還付制度とは、確定申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、その欠損金額を前1年以内に開始した事業年度（還付所得事業年度）の所得金額に対する法人税額の還付を受けられる仕組みです。つまり、前年度は黒字であった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税の還付を受けることができるということです。

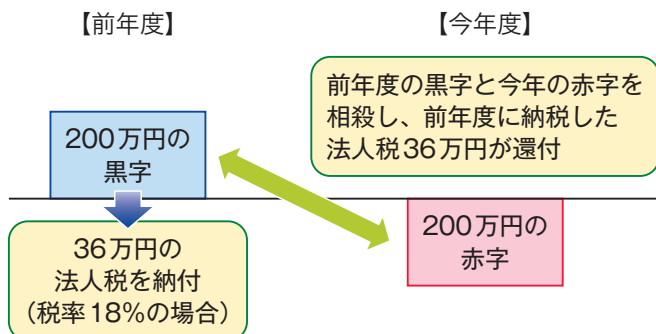
【制度の要件】

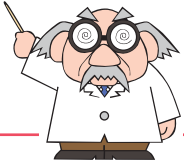
⑫の要件および欠損事業年度において、期限内申告をしていること

欠損金額が生じた場合の取扱い		
	繰越欠損金の控除	欠損金の繰戻し還付
内容	繰越欠損金として翌期以降7年間にわたって控除	前1年以内に開始した事業年度の所得金額に対する法人税額の還付
ポイント	将来の所得からの控除となるので、不確定要素がある	前年の納税額から還付されるので確実

【繰戻し還付の仕組み】

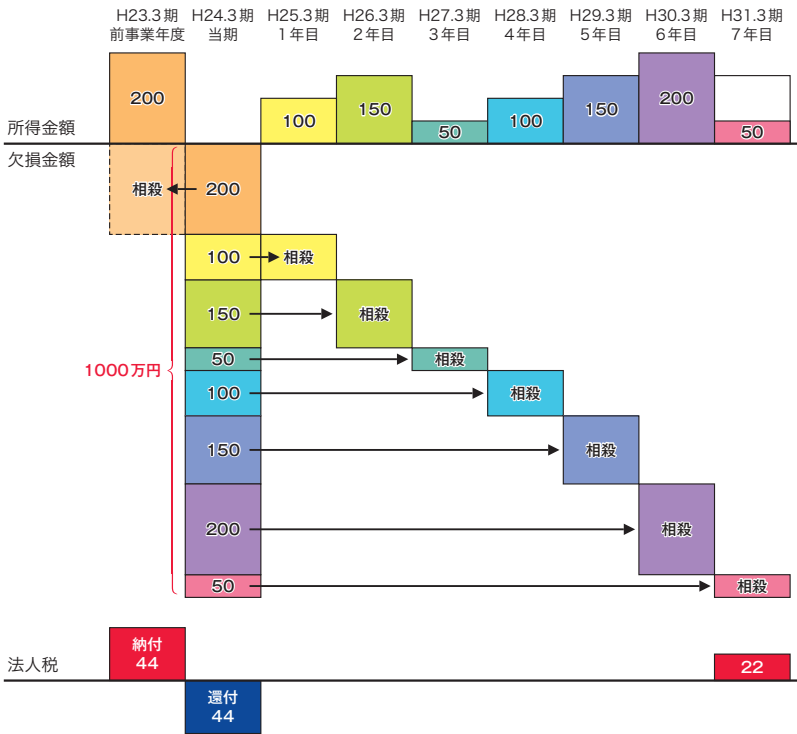
繰戻し還付が適用できるケース





Example

B社はH24.3期に欠損金1,000万円が生じました。
H23.3期には課税所得200万円が生じており法人税を44万円納付
しています。この制度による還付額は図のとおりです。



$$\text{還付される税額} = \text{前事業年度の法人税} \times \frac{\text{当期の欠損金額※}}{\text{前事業年度の所得金額}}$$

※当期の欠損金額は前事業年度の所得金額を限度とする。

$$\text{還付される金額} = 44 \text{ 万円} \times \frac{200 \text{ 万円※}}{200 \text{ 万円}} = 44 \text{ 万円}$$

※当期の欠損金額は1,000万円だが、前事業年度の所得金額200万円が限度となる。

前事業年度の法人税の全額44万円が還付される。



① 実効税率を算出

実効税率とは、法人所得や個人所得に対しての理論上の税率のことで、実効税率は、実際の納税で利用することではなく、法人の実効税率は、税効果会計や中期経営計画等で法人税等を想定する際に用いることが一般的です。

この法人所得の実効税率と表面税率はまったく違いますが、その違いは法人事業税、地方法人特別税が損金算入であり、その節税効果を考慮しているためで、実効税率は理論上の税負担率となっています。また、表面税率とは、法人税、法人住民税、法人事業税、地方法人特別税それぞれの税率を単純に合計したものです。



② 課税の仕組み

【法人事業税の仕組み】

法人事業税の課税所得×法人事業税の税率＝納める法人事業税		
法人事業税の 税率 (標準税率)	年400万円までの部分	2.7%
	年400万円超800万円までの部分	4%
	年800万円超の部分	5.3%
注意点	事業所が複数の都道府県に分散しているときは、課税標準（課税所得）を所定の基準（期末の従業者数の比など）により各都道府県に分割してそれぞれの都道府県ごとの法人事業税を計算する。	
	3つ以上の都道府県に事業所がある資本金1,000万円以上の会社は、上記のように所得を区分せず、一律5.3%（標準税率）で法人事業税が課税される。	

* 上記の税率は資本金1億円以下の普通法人等に対して、平成20年10月1日以後開始の事業年度より当分の間適用され、法人の所得割額（標準税率相当額）に対して81%の地方法人特別税が課される。

【法人住民税の仕組み】

法人住民税	法人道府県 民税	均等割	所得金額などにかかわらず会社の規模によって均等に課税
		法人税割	会社の所得に対する法人税額を課税標準として課税
		利子割	支払を受けるべき預貯金の利子などに天引きで課税（法人税割の前払いとして法人税から控除または還付）
	法人市町村 民税	均等割	道府県民税に同じ
		法人税割	道府県民税に同じ

* 東京都特別区内に事業所のある会社は、法人道府県民税と法人市町村民税を合わせて、法人都民税として東京都に納める。また、法人住民税には個人に適用されるような配当割（上場株式の配当から天引きされる住民税）はない。

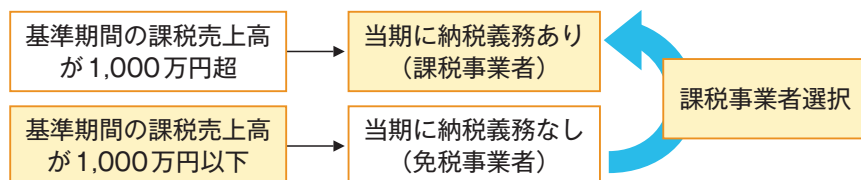
15 消費税の還付

【消費税の仕組み】

消費税は、商品を買ったりサービスを受けたりしたときに、その対価の5%分（うち1%相当は地方消費税）を消費者が負担する間接税です。例えば、自営業者が商品を仕入れる際には消費税の5%分を負担し、販売するときに売価の5%分を顧客から徴収します。消費税は、生産や流通のそれぞれの段階で、販売価格に上乗せさせますが、最終的にその税を負担するのは消費者です。

【内容】

免税事業者は、選択により課税事業者になることができます。預かった消費税よりも支払った消費税が大きい場合には、消費税を還付（戻ってくる）することができます。





Example

「消費税課税事業者選択届出書」を提出

	前々事業年度	前事業年度	当期
	基準期間		
課税売上高	900万円	900万円	900万円…預かった消費税45万円
課税仕入高	800万円	800万円	1,500万円…支払った消費税75万円

本来は免税事業者
↓
課税事業者になった

預かった消費税… $900\text{万円} \times 5\% = 45\text{万円}$
 支払った消費税… $1,500\text{万円} \times 5\% = 75\text{万円}$
 納付する消費税＝預かった消費税45万円－支払った消費税75万円
 ＝△30万円…還付される

【留意点】

- ① 課税事業者を選択すると、2年間、免税事業者になれません。
- ② 2年経過後に免税事業者に戻る場合には、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③ ②の提出期限は、課税事業者になりたい事業年度開始日の前日までです。

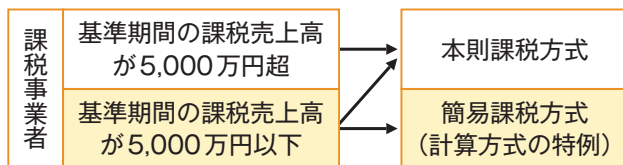


16

消費税の簡易課税方式

【内容】

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者は、選択により消費税を簡易課税方式で計算することができます。本則課税方式よりも、簡易課税方式で計算したときのほうが、消費税が安くなることがあります。



【計算方法】

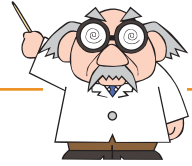
$$\begin{aligned}
 \text{納付する消費税} &= \text{預かった消費税} - \text{支払った消費税} \\
 &= \text{課税売上に係る消費税} - (\text{課税売上に係る消費税} \times \text{みなし仕入率}) \\
 &= \text{課税売上高} \times 5\% - (\text{課税売上高} \times 5\% \times \text{みなし仕入率})
 \end{aligned}$$

みなし仕入率

第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（不動産業、運輸通信業、サービス業）	50%

食肉販売店	第一種事業（90%） または第二種事業（80%）	中華料理店	第四種事業（60%）
食鳥肉販売店	第三種事業（70%）	社交業（スナック・バー）	第四種事業（60%）
氷雪販売店（氷屋）	第一種事業（90%） または第二種事業（80%）	料理店（料亭など）	第四種事業（60%）
めん類店（そば・うどん）	第四種事業（60%）	理容店	第五種事業（50%）
その他の飲食店 （食堂・レストランなど）	第四種事業（60%）	美容店	第五種事業（50%）
すし店	第四種事業（60%）	興行場、映画館	第五種事業（50%）
喫茶店	第四種事業（60%）	クリーニング店	第五種事業（50%）
		公衆浴場	第五種事業（50%）
		ホテル・旅館	第五種事業（50%）

- ※1. みなし仕入率は売上げごとに第1種事業から第5種事業に区分する必要がある。詳しくはお近くの税務署でご確認ください。（例）ホテル、旅館業での自動販売機や売店の売上げは第2種事業（小売業）になる。
- ※2. 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、75%以上の事業のみなし仕入率を用いることができる。



Example

そば屋Aでは、前々事業年度の課税売上高は4,500万円で、当期は消費税の課税事業者となる。当期の課税売上高は4,500万円、課税仕入高は2,000万円だった。

1. 本則課税方式により計算した納付する消費税。
2. 簡易課税方式により計算した納付する消費税。

「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出

	前々事業年度	前事業年度	当期
	基準期間		
課税売上高	4,500万円	4,500万円	4,500万円…預かった消費税225万円
課税仕入高	2,000万円	2,000万円	2,000万円…支払った消費税100万円

本来は本則課税方式
↓
簡易課税方式になった

1. 本則課税方式

預かった消費税… $4,500\text{万円} \times 5\% = 225\text{万円}$
 支払った消費税… $2,000\text{万円} \times 5\% = 100\text{万円}$
 $225\text{万円} - 100\text{万円} = \text{納付する消費税 } 125\text{万円}$

2. 簡易課税方式

預かった消費税… $4,500\text{万円} \times 5\% = 225\text{万円}$
 支払った消費税… $225\text{万円} \times \text{みなし仕入率 } 60\%$
 $= 135\text{万円}$
 $225\text{万円} - 135\text{万円} = \text{納付する消費税 } 90\text{万円}$

【留意点】

- ①簡易課税方式を選択すると、2年間、本則課税方式に戻れません。
- ②2年経過後に本則課税方式に戻る場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③②の提出期限は、本則課税方式に戻りたい事業年度開始日の前日までです。

Check!

平成22年4月消費税法の改正

調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を本則課税で行う場合、課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者となることはできません。また簡易課税を適用して申告することもできません。

【要件】

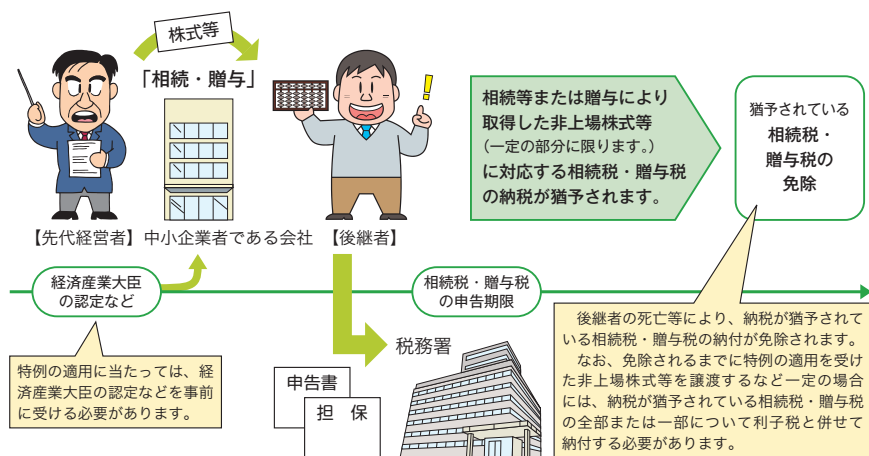
- ①資本金1,000万円以上の法人を設立した場合
- ②課税事業者となって2年を経過するまで

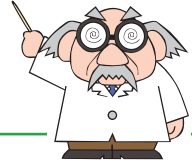
① 非上場株式等についての相続税の納税猶予特例

後継者である相続人等が相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等（相続開始前から既に保有していた株式等を含めてその中小企業者の発行株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予特例

後継者である受贈者が贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から全部または一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等（相続開始前から既に後継者が保有していたものを含めて、株式等の総数3分の2に達するまでの部分を上限とする）に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。





Example

納税猶予額の試算

では、どれくらいの税額が納税猶予とされるのでしょうか。
次のようなケースで試算してみました。

子A	納税猶予対象株式 以外の財産	1億円
子B (経営承継相続人)		5,000万円
	納税猶予対象株式	5,000万円
遺産総額		2億円

結果は以下の表に示すとおりです（ただし、千円未満の端数は調整）。

項目	各人の合計額		子A		子B	
		割合(%)		割合(%)		割合(%)
課税価格 (千円)	200,000	100.0	100,000	100.0	100,000	100.0
基礎控除額 (千円)	70,000	35.0	—	—	—	—
相続税の 総額(千円)	25,000	12.5	12,500 (*)	12.5	12,500 (*)	12.5
納税猶予額 (千円)	3,546	1.7	0	—	3,546 (**)	3.5
納税額 (千円)	21,454	10.7	12,500	12.5	8,954	8.9

(*) $\{(2 \text{ 億円} - 70,000 \text{ 千円}) \times \frac{1}{2} \times 30\% - 7,000 \text{ 千円}\} \times 2 \text{ 人} \times 1 \text{ 億円} / 2 \text{ 億円}$

(**) ①特例適用株式等を50,000千円とする。

②特例適用株式等（100％）のみを相続するとして、子Bの相続税額を計算
 $\{(1 \text{ 億円} + 50,000 \text{ 千円}) - 70,000 \text{ 千円}\} \times \frac{1}{2} \times 20\% - 2,000 \text{ 千円}\} \times 2 \text{ 人} = 12,000 \text{ 千円}$
 $12,000 \text{ 千円} \times (50,000 \text{ 千円} / 1.5 \text{ 億円}) = 4,000 \text{ 千円}$

③特例適用株式等（20％）のみを相続するとして、子Bの相続税額を計算
 $\{(1 \text{ 億円} + 10,000 \text{ 千円}) - 70,000 \text{ 千円}\} \times \frac{1}{2} \times 15\% - 500 \text{ 千円}\} \times 2 \text{ 人} = 5,000 \text{ 千円}$
 $5,000 \text{ 千円} \times (10,000 \text{ 千円} / 110,000 \text{ 千円}) = 454 \text{ 千円}$

④猶予税額 $4,000 \text{ 千円} - 454 \text{ 千円} = 3,546 \text{ 千円}$

※一定の事由に該当すれば、猶予中の相続税額、贈与税額は免除される。

18 固定資産税

1. 減免措置（旅館・ホテル）

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断（※）により固定資産税を減免できることとなっています。

※各市町村にご確認ください。

2. 公衆浴場業、旅館・ホテル業（公衆浴場業等）の用に供する固定資産税に係る軽減（公衆浴場、旅館・ホテル）

- ①公衆浴場等の用に供する固定資産については、当該固定資産税に係る税額の $\frac{2}{3}$ 相当額が軽減されます。
- ②高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、税額が $\frac{1}{6}$ に軽減されます。

3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）

活性炭利用吸着式処理装置（一体となって設置され、不可分の状態にあるドライクリーニング装置を含む）については課税標準が $\frac{1}{3}$ に軽減されます（平成24年3月31日まで）。

19 生衛業に関する税

◎公害防止用設備に係る特別償却

〔所得税、法人税〕

フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機または活性炭吸着回収装置内蔵型のテトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機を新增設した場合に、取得価額の8%の特別償却が認められます（平成24年3月31日まで）。

◎共同利用施設に係る特別償却

〔法人税〕

出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては、取得価額の6%の特別償却が認められます（平成24年3月31日まで）。

※具体例：共同送迎バス、共同冷凍庫、共同研修施設、共同購入資材配送車、共同蓄電設備等

